

(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
準備書の調査審議に係る意見の聴取について

1 意見陳述人

1者 (次頁に「意見陳述申出書の概要」を掲載)

2 陳述時間

10分以内

3 意見陳述の流れ

- (1) 意見陳述人に住所(町名まで)及び氏名を述べていただきます。
- (2) 会長の『どうぞ』という合図で計時を開始し、意見陳述を始めていただきます。
- (3) 開始から7分経過した時点で卓上ベルを1回鳴らします。
- (4) 開始から9分経過した時点で卓上ベルを2回鳴らします。
- (5) 開始から10分経過した時点で卓上ベルを3回鳴らしますので、直ちに意見陳述を終了していただきます。
- (6) 意見陳述の終了後、審査会は、意見陳述人に対して質疑をすることができます。
なお、意見陳述人は、審査会に対して質疑をすることができません。

4 注意事項等

- (1) 意見陳述人は、標記事業に係る環境影響評価準備書及び準備書意見見解書についての環境保全の見地からの意見以外の発言はできません。
- (2) 陳述内容の録音や録画等はできません。
- (3) 陳述内容は、個人情報伏せの上で審査会の会議録として公開されます。
- (4) その他の注意事項等は「横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領」(別紙)に定めるところによります。

表 意見陳述申出書の概要

住所	陳述しようとする意見の概要
中区相生町	<p>「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の本旨に鑑み、当該事業の実施による周辺の環境及び住民の健康等に大きな影響を生じる可能性が高いことを意見したが、事業者の見解（以下「見解」）は科学的知見や定量的評価が示されていない、意見に対して適切なものとなっていない。したがって、世代の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保ができるかどうか判断できず、損なわれる可能性の方が高いことから、下記について意見することを認めて頂きたい。</p> <p>1 温室効果ガスについて</p> <p>(1) 準備書及び見解では、「通常ケース」が示され、35%削減と定量評価がなされているが、横浜市、政府及びCOP等で言及されている2030年、2050年目標に対する定量的な評価がなされておらず、評価基準の根拠も乏しく、本目標を達成する対策・措置が示されていない。一方、地球温暖化が急進しており、その影響も甚大化するなかでローカルな取組も求められる。このことから、評価方法、軽減策が不十分であることについて意見を述べる。</p> <p>2 その他（ヒートアイランド現象について）</p> <p>(1) 意見書⑤-5、6では方法書の意見に対する見解及び準備書に対し意見を述べたが、意見に対し適切な見解が全く示されず、かつ過去及び現状の科学的知見に基づいたものでない。それ故、本事業による影響が及ぶ可能性の高い感受性群及び周辺環境に関して全く評価を行っておらず、条例の本旨・目的を満たすものではないことについて意見を述べる。</p> <p>(2) 条令では現状及び将来の環境を評価することが求められるものの、既存資料（横浜市、研究機関等）を引用もせず、また汎用になっている数理モデル等の予測法を用いらず、定量的評価がなされていない。このことから、本事業による最も影響が大きい項目について科学的エビデンスに基づいた再評価の実施の必要性と要望に関する意見を述べる。</p> <p>(3) 代替案と事後調査・対策のための現地調査について</p> <p>影響が懸念される地域（陸側）の周辺住民に対し、代替案が示されていない、かつそれらの環境、健康影響の定量評価が示されておらず、事業の影響の有無に対して正しい判断ができない準備書となっている。また、この地域には高感受性群が多くあり、「大通り公園」が風の道となっており都市のオアシスである。感受性群及びその周辺での現地調査がなされておらず、現状及び事後の定量評価が出来ず、適切な環境保全の措置が立案、実施できない可能性が高い。また将来の熱ストレスに対する事業者の責務・賠償等が曖昧になる可能性があることから再調査・評価が必要であることについて意見を述べる。</p>

横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領

制 定 平成23年10月28日
改 正 令和5年9月25日

(趣旨)

第1条 横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第30条第2項又は第59条第5項に基づく横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)による意見の聴取に関し、横浜市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(意見陳述の申出等)

第2条 規則第30条第1項の規定による申出は、意見陳述申出書(第1号様式)若しくは任意の様式に申出書様式に記載のあるすべての事項を記載した書面又は横浜市電子申請・届出システムのいずれかにより行わなければならない。

2 意見陳述申出書の提出期間は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定による縦覧期間とする。

(意見の聴取を行う者の選定等)

第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。

(1) 意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。

(2) 申出をしたすべての者の陳述が困難であると審査会が認める場合、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により審査会が意見陳述人の選定を行うものとする。

2 規則第30条第4項の規定による通知は、意見陳述人選定結果通知書(第2号様式又は第3号様式)により行うものとする。

(意見の陳述の回数及び時間)

第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。

2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

(意見の陳述等)

第5条 意見陳述人は、発言をしようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

2 意見陳述人は、意見の陳述において、当該案件に係る環境保全の見地からの意見以外の事項を発言してはならない。

3 会長は、意見の陳述が第4条第2項に定める陳述時間を超えたときは、その発言を禁止することができる。

4 会長は、意見の陳述中に不穏当な言動があったときは、その言動を禁止するとともに、発言の撤回を求めることができる。

5 前2項において、意見陳述人が会長の指示に従わない場合、会長は、意見陳述人に退場を命ずることができる。

- 6 意見陳述人は代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 意見陳述の順番は、原則として意見陳述申出書の提出順とする。

(質疑)

第6条 審査会は、意見陳述人に対し、質疑をすることができる。

- 2 意見陳述人は、審査会に対し質疑をすることができない。

(資料の使用等)

第7条 意見陳述の際に資料を使用する場合、意見陳述人は、自らの責任で資料を用意することとする。

- 2 意見陳述の際に、配布した資料以外に掲示物等の資料又は電子データ等を使用する場合には、意見陳述人は、その原本又は写し等を事務局に対し提供する。

(補佐人)

第8条 意見陳述を補佐するため必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人を認めるものとする。

- 2 補佐人は発言することができない。

(録音、録画等の禁止)

第9条 意見陳述人又はその補佐人(以下「意見陳述人等」という。)が、意見陳述の内容の録音、録画等をすることは認めない。

(秩序維持)

第10条 意見陳述人等が酒気を帯びていると認められる場合、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している場合には、審査会は意見の聴取を取りやめることができる。その場合、会長は、当該意見陳述人等に対し、審査会会場への入室を禁じ、又は退場を命ずることができる。

- 2 意見陳述人等は審査会会場において、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような言動を行ってはならない。これに違反するとき、会長は、当該言動を禁止し、これに従わないときは退場を命じることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から実施する。